

中国における劇場的な法律観に関する補論

—「劇場的な法律観」から「劇場的な法システム」へ—

高橋 孝治 (在台湾日系調査機関, wo3jiao4xiao4zhi4@yahoo.co.jp)

The addendum of theatrical law thought in China: Upgrade from “theatrical law thought” to “theatrical law system”

Koji Takahashi (Japanese-research Institute, Taiwan)

Abstract

One of the study techniques of the Sociology of law is a technique for finding a concept of a new law. In this study, it is pointed out that Chinese “law” is different from “law” of Western countries. The author referred to “The essay of theatrical law thought in China whose theme is on Zhang Xiao-Li” case, and also “Unseen rule in Chinese society” written by Takanori Kato. However, this past report has a point lacking. This paper is the addendum to make up for that lack. The conclusion of this paper is China has “Closed law” and must not trust Chinese “law”, and there is a function to deceive the people. This paper assumes it as a whole, the Chinese “law” is modeled as “The phenomenon in the theaters”.

Key words

sociology of law, Chinese law, structure of law, Chinese society, law different from the modern times

1. 前稿の概要と問題の所在

法社会学の研究方法の一つに、「常識的ないし伝統的な法の概念を批判してあたらしい法の概念を求める」手法がある(千葉, 1970: p.282)。これまでこのような研究の成果として中華人民共和国(以下「中国」という)における「法」は、いわゆる西側諸国のいう「法」とは異なっているという指摘が何度もなされてきた。筆者も「中国における劇場的な法律観という試論——加藤隆則著『中国社会の見えない掟』に描かれた張曉麗事件を素材にして」(高橋(2016a). 以下「前稿」という)という論考で、中国で起こる法的現象は劇場の中の出来事としてモデル化できるのではないかということを示しことがある。前稿で示した内容を要約すると以下の通りである。

- 中国で起こっている法的現象は、「一般市民(以下「民」という)」を「劇場における観客」とし、「為政者(以下「官」という)」を「劇場における演者」とした場合の「劇場」としてモデル化ができる。つまり、「民」(劇場における観客)から拍手をされるような「演劇」(様々な国家活動)ができればそれでいいのであり、「民」には見えない「官」のみの世界(劇場における楽屋)では何が起こっていてもかまわないということになっている(前稿 p.98)。
- 「劇場」で「演劇」を行い、「観客」を呼ぶには「広告」も必要であり、そのため「民」に対して聞こえのいい宣伝文句(スローガン)を並べる。この中には、実際には演じるつもりすらないような「誇大広告」もある(例えば、前稿 p.98 では公平正義を守っていない役人が、「公平正義を守る」と述べている例を挙げている)。しかし、全てが「誇大広告」では、「観客」もそんな「演劇」が

できるわけではないと気づき、「広告」の効果が薄れてしまう。そこで、「誇大広告」はほどほどにし出さない(前稿 pp.98-99)。このため、一部には守るつもりもないスローガンが出るが、それは全てではない。

- 中国の法的な現象が、「劇場内の現象」と同質とすると、「法律」は「演劇の台本」に相当する。中国法に関する先行研究では、中国では超法規的な現象が起こることを既に認めており、それは①政策の法源性、②敵・味方の理論、③非ルールの法といった理論で理論的説明を行っている(前稿 p.100)。
- ①政策の法源性とは、中国では政策にも法的効力があり(福島, 1966: p.27; 高見澤, 1990: p.104; 季, 2001: p.26)、しかも政策が法律より優先されるということである(田中(編), 2011: pp.9-10; 高見澤・西, 2004: p.297)。これは原則として「法律」という「台本」通りに「演劇」は進行していくが、上演中に「舞台監督」(中国の国家首脳や中国共産党幹部に相当する)がより「観客」が満足するような「演出」をとっさに思いつき、「台本」を書き換えずに「舞台監督」が、「楽屋」で「口頭」で「演劇」内容の変更を指示することに相当する(前稿 p.100)。
- ②敵・味方の理論とは、中国では、「人民」(=中国共産党に賛同する者)(西村・国分, 2009: p.108)以外には一切の権利を認めず、人民以外の者には非法的・暴力的な対応を行い、法的保護が一切受けられないという理論である(周, 2011: p.14; 土屋, 2012: p.138; 石塚, 2004: pp.20-22; 甲斐・劉, 2011: p.16)。「劇場」で、「観客」の中には上演中の「演劇」を妨害する者がまれている。「演劇」を妨害するため「劇場」内で不審な行動をした場合、「劇場」の警備員に咎められ楽屋へ連れていかれる。すると、「観客」だったにも関わらず、連れていかれた「楽屋」という「他の観客には見えない」場所で法律によらない行為が許されるようになる。つまり「演劇」を静かに見ている者は、最後まで「観客」でいられるが、途中で「演劇」を妨害しようとする、「観客」

も「楽屋」という「超法規的現象が起こる場所」に連れていかれる。このように敵・味方の理論も劇場のモデルの一部となる（前稿 p.100）。

- 舞台袖から音もなく「演劇」を妨害しようとする場合は他の「観客」も騒然とはしないが、「上演」中に「観客席」から大きな声で「演者」に対する罵声を投げかけるような妨害の場合、劇場の警備員が急いで静止に入っても手遅れとなる。このため、他の「観客」も出演中の「演者」に問題があるのかもしれないと疑念を持つ場合がある（前稿 p.100）。
- ③非ルールの法とは、制定法があってもそれを根拠にした裁判は行わず、立法者自身の判断によって裁きが進み、その結果こそが制定法に取り込まれるという「法」の発想である（寺田，2007: pp.77-85; 鈴木，2013: p.18; 寺田・王・櫻井・森川・高見澤・坂口・鈴木，2014: p.51, pp.64-65）。「劇場」においては、「演者」がより「観客」が喜ぶ「アドリブ」を思いつき、実行することがある。そしてこの「アドリブ」の評判がよければ、この「アドリブ」は次の公演時には「台本」の中にも取り込まれる。これは、非ルールの法と構造を同じにする。この「アドリブ」は「演者」が自分で思いついて実行することもあれば、舞台袖にいる「舞台監督」が思いつき、アイコンタクトなどで「演者」に伝えることもある。すなわち、口頭ですらない「上演」内容の変更である。この点が政策の法源性と異なる点である（前稿 p.100）。
- 「劇場」や「一座（中国政府や中国共産党に相当する）」の目的は「観客」を喜ばせて人気を取り、「一座」が解散しないようにすることである（前稿 p.102）。

前稿では上記のように述べたわけだが、残念ながら前稿で述べた内容には若干モデル化がうまくいっていない点があったと現在の筆者は考えている。それは、「法律」を「劇場における台本」に相当するとした点と、「政策」を『舞台監督』が、『楽屋』で『口頭』で『演劇』内容の変更を指示することとした点である。「法律」や「政策」の内容は一般的に公開されている。しかし、「劇場における台本」や「舞台監督の楽屋での指示」は、「観客」が知るはずもない。この点において、前稿で述べた内容は、「中国における法的現象」を「劇場」としてモデル化することを完全に成功しているとは言い難いのではないだろうか。また、中国では既に知られている「非公開の法」についても言及していなかった（小口，2003: pp.v-vi, p.115）。

本稿は、これら前稿の欠点を修正し、不足を補うための補論である。なお、本稿で「法」というときは、「国家机关が何らかの強制力を働かせる根拠となる規範」を意味し⁽¹⁾、「法律」というときは「立法機関で可決された活字としての規範」を指すものとする。

2. 中国における「真の法」

中国においては、「非公開の法」が存在するという事は既にいくつかの先行研究により指摘されている。本章では、この「非公開の法」を素材に前稿で述べたことの

訂正を行い、その上で「政策」についても再考したい。

2.1 「非公開の法」に関する先行研究

「非公開の法」とは、文字通り一般人には窺い知れないが、政府サイドはそこにどのような内容が規定されているか知っているという「法」である。先行研究では小口（2003: pp.v-vi, p.115）が明確に中国には非公開の法が存在しており、当該非公開の法により刑事処分が決定していることに言及している。

また、高橋（2016b: p.99）も、中国では公開されている法だけでは説明不可能な法的現象が起こっており、非公開の法が存在すると考えざるを得ないと指摘している。中国では政策にも法的効力が認められ、さらに政策が法律よりも優先的に適用されているにも関わらず、「紅頭文件」と呼ばれる外部には公開されない政策文書が存在している（唐，2001: p.31）。法的効果を持つ政策が非公開にされている具体例は現実に存在しており、その事例は高橋（2016c: p.94の註11）で具体的に言及している。もちろん、このような「非公開の法」に対しては、「はたして法と呼べるのか、法の形容矛盾ではないのか」という批判もある（小口，2003: p.87）。また、「法とは、個々の行為をどのように行わなければならないかを公示するものである」とも言われ、「法」は「公示」（すなわち公開）されていなければならないとされている（ホップズ，2016: p.268）。

しかし、1.でも述べたように、中国の「法」は、西側諸国のいう「法」とは異なっているという指摘が今までなされてきた。この観点からすると、「法が公開され、国民にその内容が周知されている必要がある」という要請は、西側諸国にとっての「法」理論であり、中国では必ずしも全ての法が公開されている必要はないのではないかとすることもできよう。

2.2 中国という「劇場」における「台本」

2.1で述べたように、中国には「非公開の法」が存在していることが知られている。そして、この「非公開の法」を含めた「法」が様々な国家活動の根拠となる「真の法」であり、この「非公開の法および公開されている法律を合わせた規範」こそが中国を「劇場」と、様々な法的現象や国家活動を「演劇」と見立てた場合の「台本」に当たると言える。1.で述べたように、「劇場における台本」は一般的には「観客」には公開されていない。そのように考えると、「非公開の法」という「真の台本」の一部が一般に公開されていないことは、正に中国という国家が「劇場」という形でモデル化できる重要なポイントとなるように思える。

ところで、ここで重要なのは、あくまで「非公開の法および公開されている法律を合わせた規範」が中国における「真の法」であるとする点である。つまり、中国では法律の条文通りに国家活動がなされている部分が大部分であり、「非公開の法」は全ての場合に及んでいるわけではない。そのため、公開されている法律の大部分は、

国家活動の根拠となっている。

「劇場」において、その大部分が「演劇」の内容に合致しており、「観客」に公開されている活字というのは、「演劇のパンフレット」に書かれている演劇の内容の概要である。すると、中国を「劇場」にモデル化した場合の「法律」とは、この「演劇のパンフレット」に書かれている演劇の内容の概要に相当すると言えるのではないだろうか。

なお、一般的に「パンフレット」には「演劇の内容の結末」までは書かれていない。そして、中国では全国人民代表大会またはその常務委員会で立法作業が行われても、詳細な規定を欠く場合があると指摘されている（高見澤，1998: pp.96-97）。これはまさに中国における「法律」は「詳細な法的効果」を明確にしておらず、『観客』が最後まで『演劇』を見ないと結末は分からない状態に相当していると言える。また、中国ではしばしば裁判などでも法律の条文通りの結果が出ないことがある（小口，2003: p.vi; 高橋，2016d: p.308）。その意味では条文上、法的効果は分かっている、必ずしもその通りの効果が得られるとは限らないと言える（その意味では、やはり「パンフレット」上に「演劇の結末」は書かれていないと言える）⁽²⁾。

2.3 「法律」を修正する「政策」

「法律」が「パンフレット」に書かれている演劇の内容の概要に相当すると考えると、法律より優先的効力が認められている「政策」は、「パンフレット」に書かれている演劇の内容の概要に対する訂正表に相当すると言えるように思われる。中国で、なぜ政策が法律よりも優先適用されるのかと言うと、先行研究は以下のように説明している⁽³⁾。中国は非民主主義国家であるので法律を制定・改正をしても、それに基づいた国家運営に失敗するわけにはいかないのである。民主主義国家で法律作成や国家運営に失敗したとしても、それは最終的には議員を選んだ国民の責任となる。しかし、中国での社会運営の失敗は中国共産党の「統治の正統性の揺らぎ」という問題に直結する（寺田他，2014: p.92）。そのため、法律作成の案や法律の改正案があった場合、それをまず一地方で政策の形で実行し、社会運営（この場合、「一地方」が対象となるので「国家運営」ではなく「社会運営」となる）の実験を行ってみる。そして、社会運営の実験が成功だと判断された場合に、全国人民代表大会（議会）に持っていく法律にする（陳（編著），1986: p.44; 修（主編），1993: p.148⁽⁴⁾）。これが簡単な中国における「法律」の作成手順である⁽⁵⁾。そのため、「法律」は中国全土に適用される原則的なルールではあるが、新しい実験が始まった場合、実験施行地方という一地方のみ局所的にみれば（一地方のみではなく、中国全土で同時に「新しい実験」を行う場合もある）、実験のために新しい「政策」が優先されるというメカニズムが働くのである。このような法律と政策の関係を見ると、「法律（パンフレットに書かれている演劇の内容の概要）を上書きすることができる」、「一般に公開されている」、「内容がよかったと判断された場合に、後に正式な法律（パンフレットに書かれている演

劇の内容の概要）となる」といった特徴が政策にはあり、これはまさに劇場における「パンフレット」に書かれている演劇の内容の概要に対する訂正表に相当していると言えるだろう。つまり、「非公開の法および法律」という「台本」通りに基本的に演劇は進行していくが（「法律」という「配布されているパンフレット」に書かれている演劇の内容の概要のみ観客は知っている）、上演前もしくは上演中に「舞台監督」が「観客」が満足するような「演出」をとっさに思い付き、「パンフレット」に書かれている内容を訂正する旨の訂正表を劇場内で配布するのである。これが「政策」に相当する。

前稿では、「政策」を上演中に「舞台監督」がより「観客」が満足するような「演出」をとっさに思い付き、「台本」を書き換えずに「舞台監督」が、「楽屋」で「口頭」で「演劇」内容の変更を指示することに相当すると述べた。しかし、「政策」は基本的に公開されている（2.1で述べた「紅頭文件」のような非公開の政策も存在するが、これは「非公開の法」として扱う）。「舞台監督」が「楽屋」で「口頭」で「演劇」内容の変更を指示すると「観客」には分からない形での「演劇」の内容変更となる。この「舞台監督」が「楽屋」で「口頭」で「演劇」内容の変更を指示すると、それを「観客」は知ることができないという点を見落とされていた点が、前稿の誤りであったと言える。

3. いくつかのまとめ

本章では、2.で述べたことを踏まえて、いくつかのまとめを行いたい。

3.1 前稿の内容と合わせての総括

ここまでで、「法律」と「政策」について前稿で考察した内容を検討し直し、訂正を行った。しかし、中国で「法律」を超越するメカニズムには、まだ敵・味方の理論、非ルールの法がある。しかし、これら二つの法律を超越するメカニズムには、特に訂正は必要ないと考える。そして、前稿で述べたことと合わせると、中国の「法」は以下のようにモデル化することができるように思われる。ここでは、前稿で述べたことと合わせての全体を総括する意味も込めて、1.で述べた内容とも重複して述べる。

まず中国の「国民」は政府サイドである統治者としての「官」と政府によって統治される被統治者としての「民」に分かれると考える。そして、「民」を「劇場における観客」とし、「官」を「劇場における演者」とすれば、中国の国家運営は「劇場内での現象」としてモデル化できる。つまり、「民（劇場における観客）」から拍手をされるような「演劇（様々な法的現象や国家活動）」ができればそれでいいのであり、「民」には見えない「官」のみの世界（劇場における「楽屋」）では何が起きているのかまわらないということである。当該「演劇」は当然に原則として「台本」通りに進行していく。しかし、「台本」は「観客」には公開されておらず、「観客」が分かっているのは「配布されたパンフレット」に書かれている演劇の内容のみで

ある。この「配布されたパンフレット」のように「観客」が「演劇」の内容を知ることができる活字形式の情報が、「法律」である。しかし、当然に「台本」と「パンフレット」に書かれた演劇の内容はその大多数が同じなのであるが、異なる点が若干存在する。この「台本」と「パンフレット」に書かれた演劇の内容が異なる部分が「非公開の法」である。その意味では、「演劇の台本」は「非公開の法および公開されている法律を合わせた規範」ということになる。

また、「パンフレット」が配布された後で「舞台監督（中国の国家首脳や中国共産党幹部）」が「演劇」の内容の若干の変更を思いつくことがある。その場合、急いで「観客」に「パンフレットに書かれた演劇の内容を変更する旨の訂正表」を配布する。そして、当該急遽変更した「演劇」が好評だった場合には、次回からその変更した演劇の内容は最初から配布する「パンフレットに書かれた演劇の内容の概要」に反映されている。この「パンフレットに書かれた演劇の内容の概要を変更する旨の訂正表」が中国における「政策」であり、「当該訂正表の内容が反映され、書き直されたパンフレット」は、「政策が反映されて改正された法律」に相当する。

また、中国では、敵・味方の理論と呼ばれる中国共産党に賛同する者以外には非法的・暴力的な対応を行い、法的保護が一切受けられないという人権論を採用している。「劇場」内の「観客」の中には上演中の「演劇」を妨害する者がまれに居る。劇を妨害をするため「劇場」内で不審な行動をした場合、「劇場」の警備員に咎められ「楽屋」へ連れていかれる。すると、「観客」だったにも関わらず、連れていかれた「楽屋」という「法律の範囲外の場所」で法律によらない行為が処置が行われるようになる。このため、「演劇」を静かに見ている者は、最後まで「観客」でいられるが、途中で「演劇」を妨害しようとする、「観客」も「楽屋」という「超法規的現象が起こる場所」に連れていかれる。しかし、「観客席」から大きな声で「演者」に対する罵声を投げかけるような妨害がなされた場合、「劇場」の警備員が急いで静止に入っても、他の「観客」も出演中の「演者」が実は「名優（清廉潔白な「官」に相当する）」ではなく、また当該「演劇」も「名芝居（大多数が満足する政治）」ではないのかもしれないと疑念を持つこともある。これが「中国で報道されてしまった官の不祥事」である。

さらに、「劇場」においては、「演者」がより「観客」が喜ぶ「アドリブ」を思いつき、実行することがある。そしてこの「アドリブ」の評判がよければ、この「アドリブ」は次の公演時には「配布されているパンフレット」にも紹介されることになる。これは、制定法があってもそれを根拠にした裁判は行わず、立法者自身の判断によって裁きが進み、その結果こそが制定法に取り込まれるという「中国における非ルールの法」という指摘に相当する。

また、「劇場」で「演劇」を行い、「観客」を呼ぶには「広告」も必要であり、そのため「民」に対して聞こえのいい宣伝文句（スローガン）を並べる。この中には、実際には

演じるつもりすらないような「誇大広告」もある。しかし、全てが「誇大広告」では、「観客」もそんな「演劇」ができるわけではないと気づき、「広告」の効果が薄れてしまう。そこで、「誇大広告」はあまり多くは出さないようにする。このため、全てではないが一部には守るつもりもないスローガンが出ることもある。

「劇場」や「一座（中国政府や中国共産党）」の目的は「観客」を喜ばせて人気を取り、「一座」が解散（中国共産党政権の崩壊に相当する）しないようにすることである。そのため、「どのような演劇を行って観客を喜ばすか」ではなく、「観客が確実に喜ぶ演劇を模索する」ことにもなる。

3.2 「劇法的法律観」から「劇法的システム」へ

前稿 p.88 や p.92 では、「中国政府あるいは中国共産党（以下、単に「政府あるいは党」という）にとっての法律観を探る」としてきた。その結果、前稿では政府あるいは党にとっての「法」は「劇場内での現象」と同じ構造になっていると述べた（前稿 p.98）。

しかし、本稿が明らかにしたように、中国の「法」は、単に「政府あるいは党がどのように考えているか」という枠を超えているように思われる。すなわち、「非公開の法」によって、「法律（配布されたパンフレットに掲載されている演劇の内容の概要）」だけを知っていても真の国家運営のための規範（演劇の「真の台本」）は分からないということであり、これは「観客」に「このような演劇が見れる」と期待させながらも、演劇が始まると「異なる内容が演じられる」ということが起こる可能性があるということである。いわば「パンフレット（法律）」によって「観客（民）」が騙されるという構造を持っていると言える⁽⁶⁾。言い換えると、中国では「法律」に民衆を欺罔に陥らせるという機能が少なからずあるという言い方もできる。

その意味では、これまで論じてきた中国の国家運営を「劇場」としてモデル化する論は、「劇場的法律観」ではなく「劇法的システム」と呼ぶべきであるように思われる。

4. 結びにかえて

本稿は、前稿で若干誤っていた点と不足していた点を穴埋めするべく前稿の補論として論を進めてきた。その結果、前稿では「劇場における台本」を「法律」と捉えていたが、「配布されたパンフレットに書かれている演劇の内容の概要」と捉えることで、「観客」に対して公開されているかをも含めてモデル化が成功したと考えられる。この公開されているか否かをも含めてモデル化できたという点は、前稿で『楽屋』で『口頭』での『演劇』内容の変更を指示」と捉えた「政策」を、「パンフレットに書かれている内容を訂正する旨の訂正表」と捉え直した点でも同様である。そして、前稿では言及していなかった非公開の法も当該「劇法的システム」に取り込んでモデル化することに成功した。

これで、管見の限り先行研究が指摘している点全てを取り込んだ「劇場的システム」を提示することに成功したと思われる。中国には「非公開の法」があると先行研究は指摘しており、中国の国家運営を実際におこなっている「法」には、非公開の法が含まれていると本稿は指摘した。すると、次の作業は、なるべく多くの事例を分析し、中国における「真の法（劇場における台本）」を推測していくという作業が必要になると言える。

注

- (1) 法と道徳の差異を考えると、「強制力による制裁が存在するかどうかに、区別の根拠」があるとも言われている（伊藤・加藤，2005: pp.16-17）。
- (2) 中国の法が予測可能性を否定していることは既に高橋（2016d: p.311）が指摘している。
- (3) 以下の内容は、高橋（2016e: pp.186-187）でも同様に述べている。
- (4) また、「中国では、建国以降、『成熟したものを制定する』[成熟一条、制定一条]との立法方針、すなわち[経験立法]の立場が採られていた」とも表現される（坂口，2001: p.1230）。
- (5) 「中国の立法の仕方は、一定の政策的なものを、とりあえず試行し、その際様々な問題が出てきたらその解決としてルールづくりを行ない、最後に法律の形で制定するというシステムになっている」とか（李，1999: p.128）、「具体的展開において、①中国共産党の政策が、いわゆる『試点』として、特定の地域、部門に限定して進められる。②一定の成果が認められれば、地方法規として具体的な法令を定め、さらにその政策が押し進められる。③これが中央で認められると、国務院が行政法規を制定し（詳細は定められない場合が多い）、全国的に施行される。④各地方での成果により、全人代または全人代常務委で立法が行われるが、これも詳細は定めず、具体的問題に対する柔軟性を残しておく。⑤さらに施行の過程で、徐々に細則を定めていき、これを繰り返すことにより、ある一定の分野の法体系を形成していく」とも表現される（山下，2003: p.10）。さらに「法は政策の具体化、条文化」、「法が党の政策にもとづいて制定される」とも言われる（福島，1966: p.27, p.30）。
- (6) 事実、小口（2003: p.vi）も「どうしてこのような判決が出るのか理解できない記事に際会し、帰宅後たまたま書棚で見つけた手冊の中のある規定によってこの疑問が氷解したのであるが、その手冊というのは奥付に『内部』という文字の付されている文献であった」と述べ、公開されている法のみでは理解不能な判決が出ていること（「劇場」上の比喩で言えば「パンフレットに騙されている状態」）に言及している。

引用文献

石塚迅（2004）. 中国における言論の自由—その法思想、法理論および法制度—. 明石書店.

- 伊藤正己・加藤一郎（2005）. 現代法学入門（第4版）. 有斐閣.
- 甲斐克則・劉建利（2011）. 中華人民共和国刑法. 成文堂.
- 季衛東（2001）. 現代中国の法変動. 日本評論社.
- 小口彦太（2003）. 現代中国の裁判と法. 成文堂.
- 坂口一成（2001）. 中国刑法における罪刑法定主義の命運（2・完）—近代法の受容と拒絶—. 北大法学論集, 52(4), 1215-1284.
- 周恩来（2011）. 人民政協共同綱領草案的特点. 中共中央文献研究室（編），建国以来重要文献選編（第一冊），中国・中央文献出版社，12-16（初出は1949年9月21日～30日中国人民政治協商會議第一回全体会議における報告）.
- 修義庭（主編）（1993）. 馬克思主義法理学. 中国・上海遠東出版社.
- 鈴木賢（2013）. 中国的法觀念の特殊性について—非ルールの法のゆくえ—. 國際哲学研究（別冊2），東洋大学國際哲学研究センター，7-20.
- 高橋孝治（2016a）. 中国における劇場的な法律観という試論—加藤隆則著『中国社会の見えない掟』に描かれた張曉麗事件を素材にして—. 北東アジア研究（島根県立大学北東アジア地域研究センター），27, 87-103.
- 高橋孝治（2016b）. 中国における人権問題の最近の動向—2015年頃の刑事拘留を中心として—. 葦牙（同時代社），42, 92-105.
- 高橋孝治（2016c）. 中国・少数民族刑事政策「両少一寛」の運用と効果に関する一考察. 日中社会学会研究（日中社会学会），24, 84-97.
- 高橋孝治（2016d）. 最高人民法院による無理のある判断—ある日本企業の中国での経験—. Law and Practice（早稲田大学大学院法務研究科臨床法学研究会），10, 301-311.
- 高橋孝治（2016e）. 中国のマンガ輸入業に見る社会主義性—中国流通の台湾版『進撃の巨人』を素材に法的側面から—. 21世紀東アジア社会学（日中社会学会），8, 182-194.
- 高見澤磨（1990）. 中華人民共和國における法源. 法制史研究（法制史学会），40, 77-118.
- 高見澤磨（1998）. 現代中国の紛争と法. 東京大学出版会.
- 高見澤磨・西英昭（2004）. 中国法. 北村一郎（編），アクセスガイド外国法. 東京大学出版会，239-328.
- 田中信行（編）（2011）. 最新中国ビジネス法の理論と実務. 弘文堂.
- 千葉正士（1970）. 祭りの法社会学. 弘文堂.
- 陳処昌（編著）（1986）. 社会主義法制通論. 中国・南京大学出版社.
- 土屋英雄（2012）. 中国「人権」考—歴史と当代—. 日本評論社.
- 寺田浩明（2007）. 「非ルールのな法」というコンセプト—清代中国法を素材として—. 法学論叢（京都大学法学会），160（3・4），51-91.
- 寺田浩明・王晨・櫻井次郎・森川伸吾・高見澤磨・坂口

- 一成・鈴木賢 (2014). 中国における非ルール型法のゆくえー中国法の変容と不変：非ルールの法との対話ー. 北海道大学大学院法学研究科附属高等法政教育研究センター (電子ブック <http://www.juris.hokudai.ac.jp/ad/wp-content/uploads/sites/5/2014/01/booklet33.pdf>).
- 唐亮 (2001). 変貌する中国政治ー漸進路線と民主化ー. 東京大学出版社.
- 西村成雄・国分良成 (2009). 党と国家ー政治体制の軌跡 (叢書中国的問題群 1) ー. 岩波書店.
- 福島正夫 (1966). 中国の法と政治ー中国法の歴史・現状と理論ー. 日本評論社.
- ホッブズ (田中浩＝重森臣広・新井明 (訳)) (2016). 法の原理ー人間の本性と政治体 (岩波文庫 白) ー. 岩波書店. (Thomas Hobbes(1927).*The Elements of Law: Natural & Politic*. Cambridge University Press.)
- 李偉群 (1999). 中国における手形の有因・無因の議論. 名古屋大学法政論集, 179, 109-140.
- 山下昇 (2003). 中国労働契約法の形成. 信山社.

(受稿：2017年7月23日 受理：2017年11月11日)